

平成29年度答申第30号

平成29年12月22日

諮問番号 平成29年度諮問第19号（平成29年8月22日諮問）

審査庁 厚生労働大臣

事件名 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求却下処分に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求に係る処分は取り消されるべきであり、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は妥当とはいえない。

## 理 由

### 第1 事案の概要

#### 1 事案の経緯等

各項末尾掲記の資料によれば、本件の事案の経緯等は以下のとおりである。

- (1) 故M（本籍A地）は、明治43年a月b日、父故Nと母故Oの長男として出生し、昭和6年にB海兵団に入団し、昭和8年11月30日、現役を満期となり、本籍地にある実家に戻って父故N、母故Oと一緒に生活するようになり、昭和10年7月29日、故Pと婚姻したが、その後も、故Pと共に、父故Nらとの同居生活を継続した。その後、故Mは、昭和14年9月12日、充員召集されてB海兵団に入団し、昭和19年9月17日にC地方面において戦死した。

審査請求人（昭和11年c月d日生まれ）は、故Mの妹である故Q（昭和49年1月31日死亡）の子であって、故Mの姪に当たる者である。

（改製原戸籍謄本（本籍：A地、筆頭者：N））

（改製原戸籍謄本（筆頭者：R））

(戦没者総合台帳)

(戦没者等の遺族の現況等についての申立書(審査請求人作成、平成27年7月6日付け))

(除籍謄本(筆頭者: R))

- (2) 故Mに係る戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和27年法律第127号。以下「遺族援護法」という。)に基づく弔慰金(以下「弔慰金」という。)は、昭和27年12月5日、故Mの父である故Nが可決裁定を受けた。なお、故Nは、昭和40年4月9日に死亡した。

また、故Mに係る戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和40年法律第100号。以下「特別弔慰金支給法」という。)に基づく特別弔慰金については、故Mの妹である故Sが、昭和50年10月24日に第2回、昭和61年2月7日に第4回、平成8年12月24日に第6回、及び平成17年12月13日に第8回の特別弔慰金の可決裁定をそれぞれ受けた。なお、故Sは、平成19年3月13日に死亡した。

(戦没者総合台帳)

(除籍謄本(筆頭者: N))

(簡易台帳(平成29年4月11日付け))

(簡易台帳(平成17年11月22日付け))

(簡易台帳(平成28年7月12日付け))

(除籍個人事項証明書(筆頭者: T))

- (3) 審査請求人は、平成27年7月6日、D知事(以下「処分庁」という。)に対し、特別弔慰金支給法4条の規定に基づき、故Mに係る特別弔慰金請求書を提出した(以下、当該請求書に係る請求を「本件請求」という。)

(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書(審査請求人作成、平成27年7月6日付け))

- (4) 処分庁は、平成29年1月21日、審査請求人に対し、「あなたは、戦没者M様の死亡当時、引き続き1年以上の生計関係を有していると認められませんので、このたびの戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求を却下します。」との理由で、本件請求を却下する旨の処分(以下「本件却下処分」という。)をした。

(却下通知書)

(「却下通知書」送付経緯(処分庁作成))

- (5) 審査請求人は、平成29年2月6日、審査庁に対し、審査請求をした。

(審査請求書)

- (6) 審査庁は、平成29年8月22日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却

すべきであるとして諮問した。

(諮問説明書)

## 2 本件審査請求の要旨

審査請求人は、1歳6か月のとき、E市の故Q宅から伯父故Mに連れられて、F地のU家に越して来た。そのまま16歳まで入籍せず、結婚してXとなった。伯父夫婦、祖父母、祖父の叔母の6人家族であった。同居の証拠は、G地の津波に全て流されて、資料館に出した写真やはがきは、戦地から伯父が母に送ってきたものである。

審査請求人が80年近く伯父の家から出なかったのは、審査請求人に寄せてくれた伯父の愛情に応えなかったからである。祖父母が亡くなり、養母が再婚したため、伯父の50年忌、祖父母の50年忌を無事済ませた。

よって、本件却下処分を取消しを求める。

## 第2 諮問に係る審査庁の判断

故Mの死亡当時、審査請求人は故Mの姪であり、3親等内親族である。3親等内親族の場合、特別弔慰金支給法2条の2第3項に規定のとおり、死亡した者の死亡の日まで引き続く1年以上その者によって生計を維持し、又はその者と生計関係を有していたことが特別弔慰金の支給要件となる。

審査請求人は、1歳6か月の頃にH地に住む両親の元を離れ、「F地のU家」(母親の実家)において伯父である故Mと生活していたと主張している。審査請求人から提出された資料は、故Mからの軍事郵便2通(審査請求人の母宛て、送付年月日不明)と写真のみであり、これらにより、審査請求人及びその母親と故Mとの間の交流があったことは確認できるものの、1年以上の生計関係は証明できない。

また、審査請求人の父である故Rを戸主とする戸籍謄本によると、審査請求人の本籍地は、出生以降現在に至るまで同一(出生時の本籍地：I地、現在の本籍地：I'地)であり、審査請求人の住民票によると、その住所地は、出生から現在に至るまで、I'地となっている。これらの資料からは、審査請求人は、H地ではなく、母親の実家であるF地において生活していたと考えられるが、審査請求人やその両親及び妹弟がH地又はF地のいずれでどのような生活をしてきたのかの実態は不明確であり、また、審査請求人の本籍地や住所地は、故Mの本籍地及び住所地であるA地とは異なることから、審査請求人と故Mとの間に1年以上の生計関係があったことは確認できなかった。

他方、審査請求人は昭和18年に、妹Vも昭和20年に、それぞれF小学校に

入学しているところ、「学齡児童氏名」と題する名簿の審査請求人の項には「職業大工 戸主R長女」と記載された欄があり、また、Vの項には保護者欄に「R二女」と、職業欄に「大工」と、それぞれ記載されていること、さらに、審査請求人は昭和26年度にF中学校を卒業しているが、同校の「卒業生名簿」の審査請求人の項には、保護者氏名欄に「N」と記載されている。これらから、故Mが死亡した時期と重なる昭和18年から昭和20年当時においては、審査請求人は、親元を離れて故Mと共に生活していたのではなく、父や妹と共にI地を本拠地として生活していたと考えられる。

なお、厚生労働省保管資料の「履歴原表」の家族に関する欄には、故Mの父母や妻等の名はあるが、審査請求人についての記載はなかった。また、昭和27年7月30日付けで故Mの父故Nが遺族年金の請求を行っているが、その住所は「I地」となっており、審査請求人の出生から現在までの本籍地及び住民票の住所と同じ住所である。故Nが審査請求人の元にいつ転籍・転居したのかは不明であるものの、跡取りである故Mが戦没したことにより転籍したものと考えられる。後に審査請求人の夫となるWは、昭和25年7月22日に故Mの父母と養子縁組し、昭和28年1月22日に審査請求人も故Mの父母と養子縁組していることから、故Mの父母と生計関係があったものと考えられるが、これは故Mの死亡後における事情であり、特別弔慰金の支給要件を満たすこととはならない。

以上のことから、故Mの死亡当時において、審査請求人はその父及び妹と生活し、故Mとは別々に生活していたと考えるのが妥当であり、少なくとも審査請求人と故Mとの間に1年以上の生計関係があったことを積極的に裏付ける資料はないことから、審査請求人と故Mとの間の生計関係を認めることはできない。

したがって、審査請求人による特別弔慰金の請求に対して、これを却下した原処分は適正であると考えられ、原処分を維持することが妥当であり、本件審査請求には理由がないから、棄却すべきものとする。

なお、審理員意見書においても、以上と同旨の理由を述べた上で、本件却下処分が違法又は不当なものとは認められず、本件審査請求には理由がないから棄却されるべきであるとしている。

### 第3 当審査会の判断

#### 1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

- (1) 一件記録によれば、次の事実が認められる。

ア 審査庁は、本件審査請求の審理手続を担当する審理員として、大臣官房総務課審理室長であるY<sub>1</sub>（以下「審理員Y<sub>1</sub>」という。）、同室総括審理専門官であるY<sub>2</sub>及び同室審理専門官であるY<sub>3</sub>（以下「審理員Y<sub>3</sub>」という。）を指名し、うち審理員Y<sub>1</sub>を審理員の事務を総括する者として指定した。

イ 処分庁は、平成29年3月13日付けで、審理員に対し、弁明書及び関係資料を提出した。また、処分庁は、同年6月21日付けで、審理員に対し、関係資料を追加で提出した。なお、審査請求人から反論書の提出はなかった。

ウ 審理員Y<sub>3</sub>は、平成29年7月20日付けで、審理関係人に対し、審理手続を終結した旨並びに審理員意見書及び事件記録を審査庁に提出する予定時期が同月27日である旨を通知した。

エ 審理員Y<sub>1</sub>は、平成29年7月21日付けで、審査庁に対し、「審理員Y<sub>1</sub>」作成名義の審理員意見書を提出した。また、審理員Y<sub>3</sub>は、同日付けで、審査庁に対し、事件記録を提出した。

なお、手続に要した期間は、以下のとおりである。

本件請求受付（J町長）：平成27年7月6日

（処分庁）：同年9月15日

本件却下処分：平成29年1月21日（本件請求から80週間）

本件審査請求：同年2月6日（審査庁受付日）

審理員意見書提出：同年7月21日（審査庁受付日から23週間）

諮問書提出：同年8月22日（審査庁受付日から28週間）

(2) 本件諮問に至るまでの一連の手続は、前項記載のとおりであり、上記の審理員意見書には、作成名義人として「審理員 Y<sub>1</sub>」と記載されている。そして、同意見書の冒頭部分の末尾に「なお、本意見書は、審理員Y<sub>2</sub>及び審理員Y<sub>3</sub>との合議によって作成したものである。」との記載があるが、同意見書の作成自体も審理手続終結時の審理員全員の共同によるものであるとするならば、その点を明確にしておくことが望ましく、作成名義人として全員の氏名を記載することが適切であると思料する。

このほか、上記のとおり本件却下処分が請求から却下処分がされるまで約80週もの長期間を要した必要性については疑問が残るものの、その他の点については、本件諮問に至るまでの一連の手続に違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

## 2 本件却下処分 of 違法性又は不当性の有無について

(1) 特別弔慰金支給法は、3条において、戦没者等の遺族には、特別弔慰金を支給すると規定し、また、2条1項において、この「戦没者等の遺族」とは、死亡した者の死亡に関し、平成27年4月1日までに弔慰金を受ける権利を取得した者をいう旨を規定しているところ、故Mに係る弔慰金の可決裁定を受けた者は故Nであることは、上記第1の1(2)に記載のとおりである。また、故Mに係る特別弔慰金支給法に基づく特別弔慰金は、故Sが累次にわたって受給したこと、及び同人は平成19年3月13日に死亡したことも、上記第1の1(2)のとおりである。

(2) ところで、特別弔慰金支給法2条の2第3項は、「弔慰金を受ける権利を取得した者が前条第3項各号のいずれかに該当し、かつ、平成27年4月1日に当該死亡した者の子がなかつた場合において、同日において前2項の規定により戦没者等の遺族とみなされる者がなかつたときは、遺族援護法第35条第1項に規定する配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹以外の3親等内の親族（死亡した者の死亡の日まで引き続く1年以上その者によつて生計を維持し、又はその者と生計を共にしていた者（死亡した者の遺族援護法第2条第1項に規定する軍人軍属たることによる勤務がなく、又はその者が同条第3項に規定する準軍属とならなかつたならば、この条件に該当していたものと認められる者を含む。）に限る。）で、同日において第1項第1号又は第2号に該当しなかつたもののうち、死亡した者の葬祭を行つた者、その他の者の順序による先順位者を戦没者等の遺族とみなす。」と定めている。

また、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則（昭和40年厚生省令第27号。以下「施行規則」という。）1条3項4号は、請求者が特別弔慰金支給法2条の2第3項に該当する者として請求する場合においては、施行規則1条1項所定の特別弔慰金請求書に、「請求者が死亡した者の死亡の日まで引き続く1年以上その者によつて生計を維持し、又はその者と生計を共にしていたことを認めることができる書類」を添えなければならないとしている。

(3) 審査請求人は、同人が特別弔慰金支給法2条の2第3項所定の3親等内の親族であり、生計関係についても同項所定の要件を満たしていると主張して、本件請求を行つたところ、提出された資料では生計関係を有していたものと認められないとして請求を却下されたため、これを不服として、本件審査請

求を申し立てているものである。

(4) 審査請求人は、本件請求において、故Mとの生計関係について、自ら作成した平成27年7月6日付け「戦没者等との生計関係申立書」において、要旨、「昭和12年10月から、I'地において、祖父故Nと伯父故Mの漁業収入で審査請求人を含め家族（故N、故O（故Mの母）、故P（故Mの妻）及び故Z（故Nの叔母））で生活していた。故Mの送金は子供だったので分かりません。」と主張し、あわせて、戸籍関係書類を提出している。なお、処分庁は、改製原戸籍謄本（筆頭者：R）、除籍謄本（筆頭者：R）及び除籍謄本（筆頭者：N）についても、平成29年3月13日付けで、弁明書の証拠書類として、審理員に提出している。

また、審査請求人は、審査請求時に、故Mが故Qに差し出した郵便往復はがき2通を提出している。

さらに、処分庁は、弁明書提出後、平成29年6月21日付けで、審理員に対し、次のとおり、審査請求人が入学したF小学校の名簿及びその他の資料を送付している。

- ① 表紙に「学齢児童氏名」と記載された簿冊の一部（F小学校作成）
- ② 表紙に「明治参拾弍年以降 尋常高等小学校尋常科・国民学校初等科・小学校六ヵ年課程卒業生名簿」と記載された簿冊の一部（F小学校作成）
- ③ 表紙に「昭和二十二年度起 卒業生名簿」と記載された簿冊の一部（F中学校作成）
- ④ 戸籍附票謄本（附票に記録されている者：X）
- ⑤ 住民票抄本（氏名：X）
- ⑥ 除籍謄本（筆頭者：N）
- ⑦ 改製原戸籍謄本（本籍：I地、筆頭者：N）（欄外の余白部分に「本籍地が変更したことが記載された戸セキはありません。」との書き込みあり）

(5)ア 当審査会が平成29年9月27日及び同年10月5日に、審査請求人に対して行った照会に対し、同人から、同月4日及び同月10日にされた回答は、要旨、次のようなものである。

- ① A地とI地は、同一の場所であり、同地には、母屋と離れの2軒があった。F小学校に入学した昭和18年頃は、審査請求人は、故N、故O、故P、故Zの4人と共に母屋に住んでいた。
- ② 昭和19年春に故Qと妹3人が疎開してきて、この4人は、離れに住んでいた。末の妹がまだ1歳に満たなくて、おんぶをしてあやした

記憶がある。3人も妹が来たので嬉しくて一緒に田んぼへレンゲを摘みに行った。

- ③ 故Rは、軍需工場に勤めていて、F地には来なかった。故Rとは、一度も一緒に暮らしたことはない。ただし、故Qの死亡後、故Rが審査請求人のところへ来たので、10年介抱して見送った。
- ④ 故Qらが疎開してきた後の普段の食事については、母屋と離れの間には炊事場があったので、そこで一緒に食べたり、別のときもあった。
- ⑤ 故Nの漁業について、故Nは、鰹船を出していて、船員も数名乗り組んでいた。ほかに、敷網漁もしていたので、網船もあった。故Rからは少々仕送りはあったようである。家には田畑があるので、食べることには困らなかったと思う。

イ ところで、改製原戸籍謄本（筆頭者：R）、戸籍附票謄本（附票に記録されている者：X）、改製原戸籍謄本（本籍：I地、筆頭者：N）及び住民票抄本（氏名：X）から、審査請求人は、I地（F町は、市町村合併により、平成18年e月f日以降はJ町）において出生し、以来同所に居住していたことが推定できる。

また、故N及び故Mが記載されている改製原戸籍謄本（本籍：A地、筆頭者：N）及び改製原戸籍謄本（本籍：I地、筆頭者：N）によると、両戸籍の前戸主及び戸主はそれぞれ同一人物であるものの、本籍欄には、前者ではA地、後者ではI地との記載があり、加えて、後者には、「司法大臣ノ命ニ依り昭和22年12月10日改製ス」との記載があるとともに、欄外の余白部分に「本籍地が変更したことが記載された戸籍はない」旨の書き込みがされていることから、A地とI地は、表記は異なるものの、実際は同一場所であると考えられる。

さらに、改製原戸籍謄本（筆頭者：R）によると、審査請求人の母故Qは、昭和13年g月h日にK市で二女を出産し（出生届は故Rが届出）、昭和16年i月j日にE市で三女を出産し（出生届は故Rが行い、E市長が受付）、昭和18年k月1日にE市で四女を出産し（出生届は故Rが行い、E市長が受付。四女の死亡届も同年4月1日に故Rが行い、E市長が受付）、及び昭和19年m月n日にE市で五女を出産している（出生届は故Rが行い、E市長が受付）ことが確認できる。また、故Q宛て郵便往復はがき2通により、故Mが、故Qが三女、四女及び五女を出産した場所と同一の住所に宛てたはがきを差し出している時期は、昭

和18年5月5日及び同年8月15日と推定できる。これらによれば、故Qと故Rは、昭和13年g月から昭和19年m月までの間、K市及びE市に居住し、I地にいた審査請求人と離れて暮らしていたと推定するのが相当である。

これらによれば、上記ア記載の審査請求人の回答の内容は、客観的な事実と大きく矛盾するところはなく、A地とI地は、表記は異なるものの、実際は同一の場所であり、審査請求人は、昭和18年9月頃から故Mが死亡した日（昭和19年9月17日）までの間、故Nら4人と一緒に生活していたという審査請求人の主張は、理由があるものと認められる。

ウ この点について、「学齢児童氏名」（F小学校作成）及び「昭和二十二年度起 卒業生名簿」（F中学校作成）により、審査請求人は、昭和18年にF小学校に入学し、昭和23年度に同校を卒業し、及び昭和26年度にF中学校を卒業したことが確認できる。また、改製原戸籍謄本（本籍：I地、筆頭者：N）により、審査請求人は、昭和28年1月22日に、故N及び故Oと養子縁組をしていることが確認できる。

審査庁は、上記「学齢児童氏名」に審査請求人の保護者が故Rと記載されていることなどから、諮問説明書において、要旨、「故Mが死亡した時期と重なる昭和18年から昭和20年当時においては、審査請求人は、親元を離れて故Mと共に生活していたのではなく、故Rや妹とともにI地を本拠地として生活していたと考えられる。」と説明するが、上述のとおり、故Qが昭和13年g月から昭和19年m月までの間、複数の幼児とともにK市及びE市で生活している状況において、故Rが故Qらと離れてF町で暮らすということは、特段の理由がない限り不自然であって、上記「学齢児童氏名」の審査請求人の欄に「職業大工戸主R長女」と記載されていることについては、審査請求人と故Rの戸籍上の続柄を記載したにとどまるものと解するのが相当である。

エ したがって、審査請求人は、少なくとも、F小学校に入学した昭和18年4月から戦後に至るまで継続して、I地において故Nらと一緒に生活し、途中、昭和19年春に故QらがF町に疎開してきたことにより故Rからの仕送りがあった可能性はあるものの、いずれにしても、故Nの漁業収入によって生計を維持していたものであり、故Nらとの生計同一関係があったことが認められる。

(6) 以上によれば、審査請求人は、故Mが軍人軍属たることによる勤務がなく、

又はその者が準軍属とならなかつたならば、特別弔慰金支給法2条の2第3項に規定する「死亡した者の死亡の日まで引き続く1年以上その者によつて生計を維持し、又はその者と生計を共にしていた者」に該当すると認めるのが相当であることから、本件審査請求は棄却すべきであるとした審査庁の判断は妥当とはいえない。

- 3 よつて、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	市	村	陽	典
委	員	小	幡	純	子
委	員	中	山	ひ	とみ